

国立都市計画寺之下地区地区計画（平成12年2月3日決定, 平成30年4月1日変更）

名 称		寺之下地区地区計画
位 置		国立市泉四丁目地内
面 積		約14. 2ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地 区 計 画 の 目 標	土地区画整理事業により健全な市街地が整備された地区において、業務・商業地の広域拠点となるまちづくりを推進するとともに、事業効果の推進を図ることを目的とする。
	土 地 利 用 の 方 針	流通関連施設、事務所及び店舗等の業務・商業施設を立地誘導し、高度利用を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理によって整備された区画道路、公園及び水路等の機能、環境が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	業務・商業地区への誘導を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。

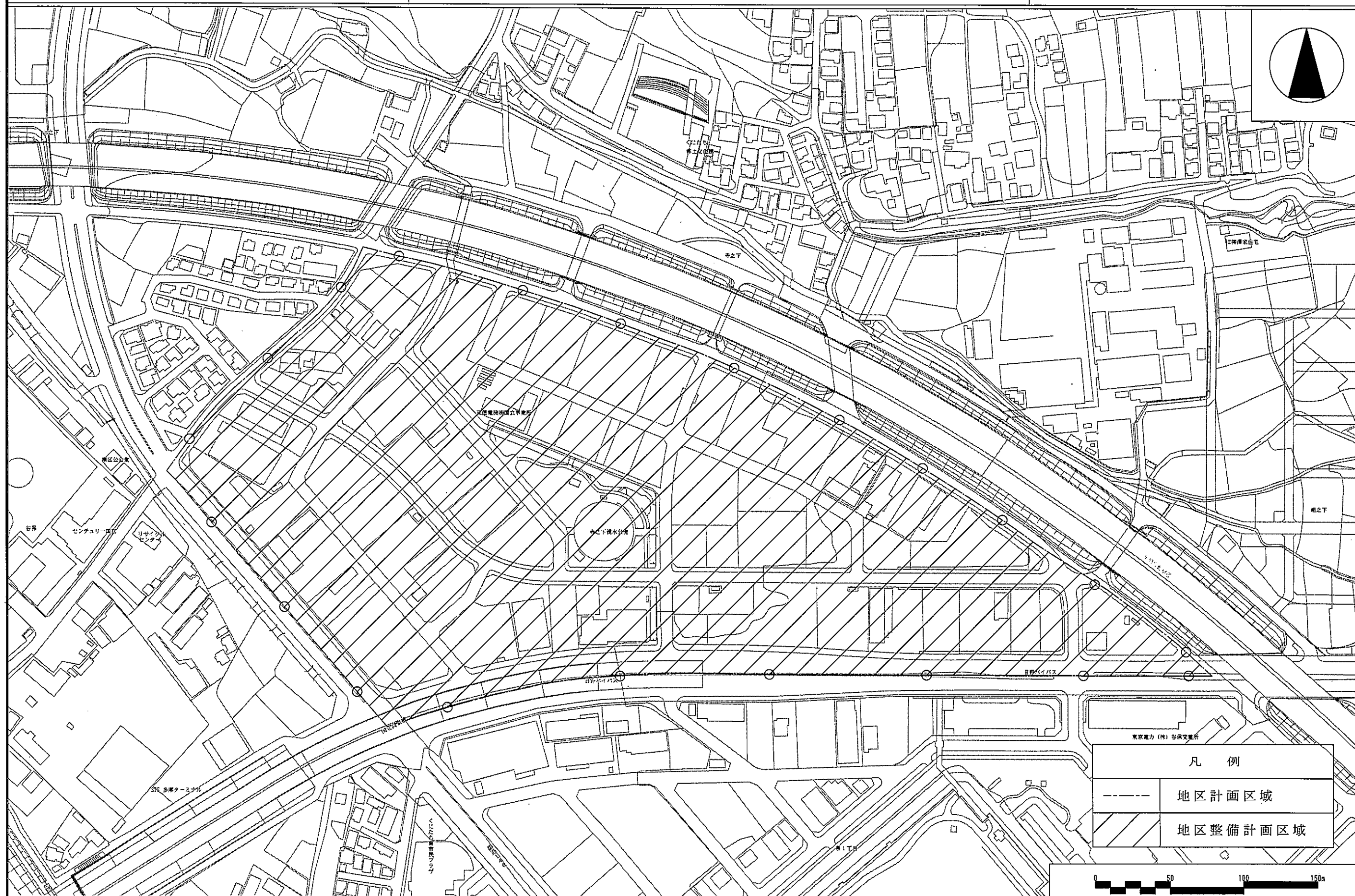
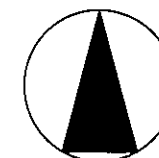
地区整備計画	位 置		国立市泉四丁目地内
	面 積		約14.2ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 30戸を超える共同住宅 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に該当する営業に係るもの。 (3) 敷地面積が1,000㎡を超える建築物で2階以下の部分を住室又は住戸に供するもの。 (4) 建築基準法別表第二(ぬ)項第3号に掲げる工場のうち、(七)、(八)、(八の二)、(八の三)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十七)、(十七の二)、(十七の三)、(十七の四)、(十九)の事業を営むもの。
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	延べ面積の1/2以上を居住の用に供する建築物は、20/10とする。
		建築物の敷地面積の最低限度	300㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.75m以上とする。 ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 (1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの。
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁等の色彩は、周辺環境に配慮した色調とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は生け垣とする。

※本資料は計画概要を示したものであり、決定図書ではありません。

国立都市計画地区計画
寺之下地区計画 計画図

【国立市決定】

縮尺：1 / 2,500



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域

